

国保制度改正による、平成30年度からの都道府県と市町村の役割分担は、次のとおりです。

改正の方向性

①運営のあり方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が県内の市町村とともに国保の運営を担う。 ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化。 ○都道府県が県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が行う事務の効率化、標準化、広域化を推進。 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
②財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を県に納付
③資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係のなか、資格を管理(被保険者証等の発行)
④保険料(税)の決定、賦課、徴収	・標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料(税)率を算定、公表	・標準保険料(税)率等を参考に保険料(税)を決定 ・個々の事情に応じた賦課、徴収
⑤保険給付	・給付に必要な費用を全額市町村に対して支払う ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定・支払い。 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
⑥保健事業	・市町村に対して、必要な助言、支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かな保健事業を実施 (データヘルス計画)

国保制度改正により、変わること・変わらないこと

変わらないこと

- ・国保の加入・喪失の届出先
- ・保険証の発行などに関すること
- ・出産育児一時金や葬祭費等の給付に関すること
- ・国保料(税)の賦課・徴収に関すること
- ・特定健診等の保健事業に関すること

変わること

- ・資格管理が都道府県単位となります。
※県内での転出であれば、資格は継続します。
- ・保険証などの様式が変わります。
※新しい保険証への切り替えは12月の一斉更新時に行いますので、有効期限まで現在の保険証を使用してください。
- ・高額療養費の多数該当の通算方法が変わります。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き役場町民課となります。

■お問合せ 町民課国民健康保険係 ☎43-2111(内線2114)